

「(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する5月21日技術審査会の指摘事項と事業者回答

項目	審査会当日意見 (※P は方法書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
全般的事項	① 対象事業実施区域周辺は、令和元年東日本台風による被害を受けており、事業実施にあたっては土砂災害に対する対応方針を含めて地域住民への丁寧な説明を心がけること。 【平野委員】		審査会でご説明しましたとおり、現時点では住民説明会を開催できない状況にありますが、今後の情勢を踏まえ、自主的な説明会を開催するなどし、地域住民への丁寧な説明を行っていく所存です。
騒音	② 建設機械の稼働に係る騒音について、等価騒音レベル(L_{Aeq})を計算したうえで、最終的には騒音規制法に合わせて L_{A5} も計算すること。 【永幡委員】 P368~369		建設機械の稼働に係る騒音について、等価騒音レベル(L_{Aeq})を計算したうえで、最終的には騒音規制法に合わせて L_{A5} も計算いたします。
大気質	③ 窒素酸化物については現地調査を実施すること。一般環境測定局のデータを使用する場合はその根拠を明示すること。 【村田委員】 P359		窒素酸化物については、一般環境測定局(丸森測定局)のデータを利用する予定です。同局は国道113号や大内集落に近く、対象事業実施区域内よりも窒素酸化物濃度が高いものと推測でき、より安全側の予測が行えるものと考えています。
水質	④ 令和元年東日本台風被害により生じている裸地からの土砂流出の影響が懸念されるため、濁度調査時期を検討すること。 【平野委員】 P380		水質汚濁防止法に基づく水質調査方法に、「採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶこととする。」との記載がありますので、同調査方法に準拠して調査を行います。また、明らかに濁度が高い値がでた場合には、再調査を検討いたします。 降雨時の水質調査実施時期は、土砂流出の影響を極力避けるため、まとまった降雨があると考えられる時期の中で極力後ろに計画いたします。
地形・地質	⑤ 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所については対象事業実施区域から除外すること。特に土石流による土砂災害が想定されている警戒区域及び危険箇所については、土石流が発生する可能性のある流域も含めて対象事業実施区域から除外すること。 また、上記の区域を対象事業実施区域から除外しない場合には、土砂災害警戒区域の更新を反映した上で、地域住民に十分な説明をするとともに、危険性を低減させる対策を検討すること。 【伊藤委員】 P236~237		土砂災害警戒区域については、方法書段階では、風力発電機の設置計画がある風力発電機設置検討範囲から除外いたしました。なお、審査会での指摘を踏まえ、新たに土砂災害警戒区域に指定された箇所がないか確認を行いました。この結果、5月末の段階では、風力発電機設置検討範囲内に、新たに土砂災害警戒区域に指定された箇所は確認できませんでした。今後も適宜確認いたします。 土砂災害危険箇所については、必要に応じて関係機関とも協議を行い、地質調査・ボーリング調査により安全性を確認し、結果を踏まえて、適切な風力発電機の配置計画を検討いたします。 また、上記の区域を対象事業実施区域から除外しない場合には、土砂災害警戒区域の更新を反映した上で、地域の皆様にご説明を行ってご理解をいただけるよう努めるとともに、設計・施工において危険性を低減させる対策を検討いたします。

項目	審査会当日意見 (※P は方法書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
動物	<p>⑥ 環境影響評価の項目の選定において、工事用資材の搬入、建設機械の稼働によるロードキル等、動植物への影響が考慮されていないため検討すること。 【太田委員】 P349</p>		<p>工事用資材の搬入、建設機械の稼働によるロードキル等については、施工時において実際にロードキル等に配慮することが重要と考えられますので、準備書以降の図書において、必要な環境保全措置について検討いたします。 また実際に施工時に配慮できるよう、施工会社への引き継ぎ等も実施いたします。</p>
植物	<p>⑦ 対象事業実施区域外の近接する重要な植物群落に係る事業による影響について予測及び評価すること。 【野口委員】 P122~123,418~419</p>		<p>重要な群落の分布や生育の状況についても、調査、予測及び評価を行います。なお、植物相調査は対象事業実施区域+100mの範囲を、植生調査は対象事業実施区域+1500mの範囲を調査地域に設定しています。 既知の重要な植物群落のうち、対象事業実施区域に近いモミ林、ブナ林等については、現地調査を行って、実際の生育状況や分布状況を確認いたします。</p>
	<p>⑧ 道路の拡幅、新設による動植物への影響が懸念され、調査箇所の妥当性を示すため、道路計画を提示すること。 【野口委員】</p>		<p>別添資料に、現時点で計画している取付道路の線形と動植物の調査場所をお示しいたしました。取付道路の一部区間については、主な踏査ルートとして設定できていない場所がありますので、現地調査で漏れないようにルートを追加または変更いたします。 取付道路の計画については、現地調査の結果も踏まえて検討してまいります。</p>
人と自然との 触れ合いの活 動の場	<p>⑨ 対象事業実施区域周辺における、トレッキング等静穏環境における利用を確認した上で、活動の場に対する風車の音の影響について、予測及び評価を行うこと。併せて環境要因の区分として、「施設の稼働」を追加すること。 【永幡委員】 P436~438</p>		<p>風車の音の影響にも着目して、トレッキング等静穏環境における利用の状況を把握するために、手倉山や県立自然公園(手倉山地区)でも利用の状況を確認します。 その結果を踏まえ、必要に応じて風車の音の影響の予測評価や「施設の稼働」を追加することを検討いたします。 なお、配慮書の審査会でご意見のあったバードウォッチングの場となる野鳥公園の存在を確認しておりますが、対象事業実施区域からは約4kmの離隔があり、風車の稼働に伴う音の影響はないものと考えられます。</p>
放射線の量	<p>⑩ 事業実施により、土壌の攪乱に伴う放射性セシウムの流出が起こることがないように拡散防止措置を検討すること。 【石井委員】</p>		<p>事業実施により、土壌の攪乱に伴う放射性セシウムの流出が起こることがないように、必要に応じて「除染ガイドライン(環境省、平成28年9月)」などを参考に、土壌の流出防止に効果がある土砂流出防止柵等の設置を検討いたします。</p>
	<p>⑪ 土壌の放射能濃度測定においては表層1cmの検体採取、測定を行うこと。採取箇所は最低10か所選定すること。 【石井委員】 P445</p>		<p>土壌の放射能濃度測定においては、表層1cmの検体を採取し測定を行います。採取箇所は変更が想定される地域に最低10か所選定いたします。</p>

項目	審査会当日意見 (※P は方法書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
その他	<p>⑫ 対象事業実施区域周辺には牧場が存在することから、肥育牛に対する騒音、低周波による影響についても予測、評価すること。併せて牧場管理者に対して事前説明及び影響が発生した場合の対処法を説明すること。</p> <p style="text-align: right;">【永幡委員】</p>		<p>牧場管理者へは事前に説明済みであり事業に対して懸念しておりませんでしたが、騒音等による動物への影響については知見が少ないことを踏まえ、必要に応じて追加説明を行いつつ、事業を進めてまいります。影響が発生した場合の対処法についても、牧場管理者等と協議してまいります。</p>